

世田谷区建設工事総合評価方式入札における評価基準価格の改正について

令和5年2月10日改正
世田谷区財務部経理課契約係

- 1 評価基準価格の算定方法
改正点 (変更箇所は下線部)
評価基準価格の範囲
評価基準価格の算定方法

【改正後】

次の方法により案件ごとに予定価格の100分の75から100分の93までの範囲で定めます。

予定価格の内訳に基づき、[1]～[4]までの合計額により算出します。ただし、予定価格の内訳に発生材（有価物）の売却費又はガス工事費等が含まれている場合は、その費用を算定した金額に合算します。

- [1]直接工事費の10分の9.7
- [2]共通仮設費の10分の9
- [3]現場管理費の10分の9
- [4]一般管理費等の10分の6.8

【注】 公共建築工事積算基準における直接工事費は、直接工事費と現場管理費の一部に相当する額（以下「現場管理費相当額」という。）により構成されているため、建築工事（建築設備工事を含む。）においては、直接工事費の額は直接工事費（積算基準）から現場管理費相当額を減じた額とし、現場管理費の額は現場管理費の額に現場管理費相当額を加えた額とします。ただし、直接工事費（積算基準）を直接工事費と現場管理費相当額に明確に区分することが困難な場合は、直接工事費に10分の1（昇降設備工事にあつては10分の2）を乗じた額を現場管理費相当額とします。

- 2 入札における取扱い
建設工事総合評価方式入札における価格点の算出に使用します。

3 備考

- (1) 契約案件ごとの総合評価方式適用の有無については、入札案件の公表又は指名通知の際に、入札説明書等に明示します。
- (2) 案件ごとに設定した評価基準価格は非公表とします。
- (3) 本規定は、令和5年4月1日以後に契約を締結する案件について適用します。